

児童虐待防止への対応状況について

子どもの養育は、保護者の第一義的責任において行うものであるが、虐待により子どもの生命・身体・権利が侵害されるおそれのある場合は、行政が介入し、保護、支援等を行う必要があります。

市内における児童虐待の現状やその背景にある困難を抱える家庭への支援について、その取組と対応状況は以下のとおりです。

1 児童虐待事案への市の役割

(1) 対象

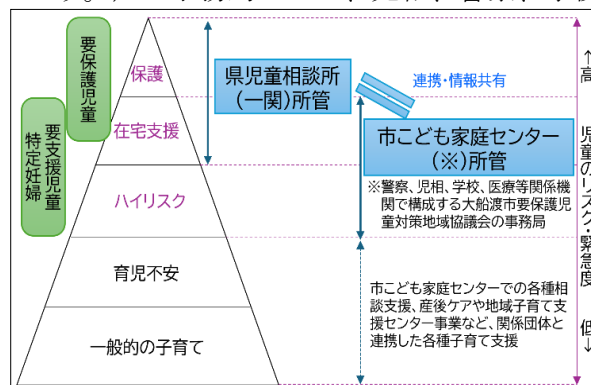
以下のいずれかに該当する児童・妊婦

- ①要保護児童…保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不適當であると認められる児童
- ②要支援児童…保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童
- ③特定妊婦…出産後の養育について、出産前から支援することが必要と認められる妊婦

(2) 主な活動

市は、岩手県児童相談所（以下「児相」という。）による一時保護等、緊急かつ高度な専門的対応と連動し、身近な相談窓口機能のほか、虐待通告時の個別対応、大船渡市要保護児童対策地域協議会（以下「市要対協」という。）の事務局として、児相、警察、学校、医療機関等の関係機関との調整等を担っている。

また、日頃から子ども家庭支援員、女性相談支援員、保健師等による各種相談対応、産後ケアなどの子育て支援事業の実施、フードバンク岩手と連携した食糧支援、こどもの権利擁護のための啓発活動等を行っている。

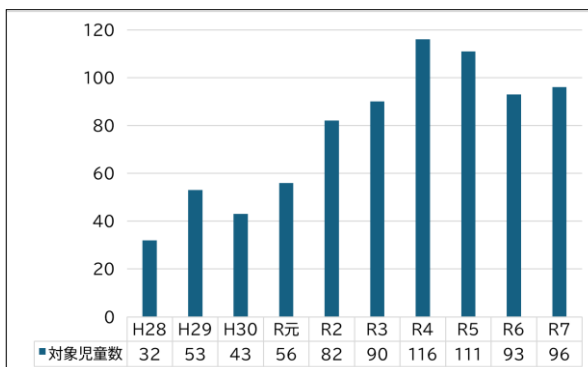


2 要保護児童、要支援児童及び特定妊婦への対応状況

(1) 対象児童等の推移

市要対協で対応している要保護児童等の推移については、学校、医療機関、民生児童委員協議会等の関係機関との連携体制を構築したことや、虐待の疑いのある事案の情報提供、家族、住民の理解が進み顕在化してきたことを受け、令和4年度まで上昇している。

令和5年度以降については、状況の改善・安定により支援の終結に至った例など若干減少傾向にあるものの、新たなケース対応や事案の複雑化も見られており、令和7年度末時点で96人の児童等のいる家庭を支援している。



(2) 類型別及び対象年代別の支援ケース数（令和7年度末）

個人が特定されるおそれがあるため、非公開とします。

3 子育て世帯への相談支援対応

関係機関の協力を得ながら各種相談に対応している。

こども家庭センターの過去3年間における種類別相談件数は以下のとおり。特に、市内商業施設内にこども家庭センターを開設した令和6年度以降、女性相談件数の増加が顕著である。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
家庭児童相談（児童の養育や家庭環境などに関する相談）	78	63	80
女性相談（DV、離婚及び生活困窮等女性が抱える様々な悩みや問題に関する相談）	46	92	142
母子健康相談（妊娠、出産、育児に関する不安や悩みに関する相談）	266	307	241
計	390	462	463

4 今後の対応について

児童虐待の背景には、保護者の育児負担や孤立、経済的困窮、保護者自身の精神的ストレスや被虐待経験等も見受けられ、困難を抱える家庭への支援を継続的に行っていくことが、児童の健全育成につながるものと考えている。

引き続き、支援員等による相談対応のほか、産後ケアやショートステイ等による保護者及び児童の心身のケア、食糧支援等を含めた経済的支援などの各種取組を組み合わせながら、関係機関と連携の下、個々の家庭に応じて適切に対応していく。